### 【地域活性化1】

規制改革事項(事務局記載)		自然公園内でのイベントの実施等立ち入り規制の緩和
規制の	概要(事務局記載)	「概要」 ・自然公園内において、自然環境に配慮した集客イベントを実施する場合は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。  「根拠法令」
所	担当府省	環境省
管省庁	担当局名	自然環境局
庁	担当課·室名	国立公園課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	なし (自然公園法においては、自然環境に配慮した集客イベントの実施に当たって、環境大臣等の許可や認定を求める規制は行っていない。自然公園法第24条は、利用調整地区に立ち入る場合に限り必要となる認定について定めたもの。)
制度	目的	
度の概	対象	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
	規制改革の方向性(事務 局記載)	自然公園内での自然環境に配慮した集客イベントを実施する場合は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の認定を受けなければならない。 自然公園内での集客イベントの開催に関して、一層の活用促進及び交流人口の増加を図るため、一定の条件の下で実施を可能とすることについて、検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	自然公園法において、自然公園内での自然環境に配慮した集客イベントを実施する場合に、環境大臣等の認定を受けなければならない制度はない。なお、自然公園法第24条に基づく立入りの認定は、国立公園又は国定公園のうち法第23条に基づき指定される利用調整地区に立ち入る場合において必要となるものであるが、当該地区は、特にすぐれた風致景観を持つ地区で、利用者の増加によって自然生態系に悪影響が生じている場所において、利用者の人数等を調整することで自然生態系を保全し、持続的な利用を推進することを目的として指定されるのであって、通常の集客イベントが実施されるような地区が指定されることはない(現在指定されているのは、大台ヶ原と知床五湖の2箇所のみ)。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	上記のとおり、御指摘のような規制は存在しない。

### 【地域活性化2】

規制改革事項(事務局記載)		文化財保護法における現状変更等の許可に係る基準の明確化及び手続きの迅速化
規制の	)概要(事務局記載)	【概要】 ・観光振興に資する文化・教育活動の一環として、史跡や名勝内にある公園等で集客イベントを実施する場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。
796163	)	【根拠法令】 ·文化財保護法第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)等
所	担当府省	文部科学省
管省	担当局名	文化庁文化財部
庁	担当課·室名	記念物課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	文化財保護法第125条第1項
制	目的	史跡名勝天然記念物の保護
度の	対象	史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行 為をしようとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和25年制定
	規制改革の方向性(事務 局記載)	観光振興に資する文化・教育活動の一環として、史跡や名勝内にある公園等で集客イベントを実施する場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。 史跡や名勝内での集客イベントの開催に関して、一層の活用促進及び交流人口の増加を図るため、現状変更等の許可に係る基準の明確化及び手続きの迅速化について、検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	本手続きは、国民共通の財産である史跡名勝天然記念物に直接手を加えようとする行為や保存に影響が生じる行為に対して、あらかじめその内容を文化庁が把握し、適当と判断する場合に、許可を与えるものであり、集客イベントに係る全ての行為を対象とするものではない。このような行為に関しては、あらかじめ一般的な基準を定めて運用することは適当でなく、個々の史跡等における個々の行為に即して、専門的かつ慎重な審査が必要である。現状変更を容易に認めることとなれば、取り返しのつかない変更が行われる恐れもあることから、史跡名勝天然記念物の適切な保護が図られなくなる。また、許可が必要となる場合には、法153条第2項により、文化庁長官は、あらかじめ文化審議会に諮問することとなるが、当該審議会において、可能な限り迅速に対応できるよう、事務的な調整を行っているところである。なお、史跡名勝天然記念物に係る一定の行為については、文化財保護法施行令第5条第4項で各都道府県教育委員会等に委任されている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		産業遺産の世界遺産登録に向けた文化財保護法中心主義の見直し
		【概要】 ・我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。
規制の	)概要(事務局記載)	【根拠法令】 ·文部科学省設置法第4条等
	担当府省	国土交通省
回答 省 广	担当局名	港湾局
庁	担当課·室名	国際·環境課港湾環境政策室
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
制	目的	
度の	対象	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。 九州・山口の近代化産業遺産群をはじめとする稼働中の産業遺産に関して、港湾法等により産業遺産としての価値を将来に渡って保護する仕組みや文化財保護法以外での世界遺産登録について、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	九州・山口の近代化遺産において文化財保護法に基づ〈価値保全は日々の経済活動の妨げになるだけでな〈、産業遺産の価値を壊す場合もあるとの指摘がある。例えば、三池港の場合は工業港として稼働することが一番の価値保全であり、文化財保護法は稼働中の工業港としての価値保全になじまないとされている。他国に目をやると、世界遺産の保全で稼働施設の多〈は文化財保護法以外で保全されている。一義的には、文化庁と内閣府規制改革室で取り扱うべき課題であるが、産業遺産の保全は経済活動と共にあるため、登録を希望する者が、その産業の内容や歴史的意義を理解した上で、容易に申請できる枠組みが重要であると考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	九州・山口近代化遺産群世界遺産登録推進協議会(以下、協議会)において、産業遺産を文化財保護法以外の法体系によって保全を行い、世界遺産に登録するための取り組みが行われている。このため、協議会の提案を受けて、個別の産業遺産(例えば三池港)を対象に文化財保護法以外の法令による保全方策に関する検討を行う。
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		産業遺産の世界遺産登録に向けた文化財保護法中心主義の見直し
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。 「根拠法令」
		·文部科学省設置法第4条等
所	担当府省	文部科学省
管省	担当局名	文化庁
庁	担当課·室名	文化財部記念物課世界文化遺産室
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(第4条、第5条)
制	目的	文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えること(条約第4条)
度の	対象	世界文化遺産に推薦する資産
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	我が国の条約締結 平成4年
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。 九州・山口の近代化産業遺産群をはじめとする稼働中の産業遺産に関して、港湾法等により産業遺産としての価値を将来に渡って保護する仕組みや文化財保護法以外での世界遺産登録について、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	世界遺産条約は、世界遺産の価値を将来にわたって万全な対策により保護するための制度であり、締約国は、自国の文化遺産及び自然遺産を保護、保存し、将来へ伝えることが第一義的な義務とされている。 文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資すること」をその目的としており(第1条)、世界遺産条約と基本的にその趣旨を同じくするものである。このため、我が国では、これまで推薦を行う文化遺産について、原則として文化財保護法において指定・選定されているものに限っている。これは、文化財の保存と活用等を目的とした文化財保護法によって資産を適切に保護することができると考えるためである。 文化財保護法は、貴重な国民の財産である文化財を保護するため、指定・選定から保存活用に至るまで、一貫して万全な対策を講じている。これは、世界遺産条約で求められている遺産の保護・保存という要請に応えるものであり、我が国において人類共通の遺産である世界遺産の確実な保護措置として、文化財保護法による担保が最も適している。以上のことから、文化財保護法はこれまでの審査においても国際的にきわめて高い評価を得ている。 近年、ユネスコの世界遺産委員会においては、近隣の開発計画の有無など、登録時のみならず登録後においても保全状況についてチェックが厳しくなっており、資産の保護措置が非常に重要な課題となっている。これは昨年、ドイツのエルベ渓谷が、新しい橋の建設計画の継続により、世界遺産の登録を抹消されたという例や本年の新規登録案件中や危機遺産リストにおける審議において周辺の開発計画により世界遺産としての価値が損なわれる危険性ついてきわめて重視されていることからも明らかである。 稼働中の資産の価値を将来にわたって保護する仕組みについては、このような世界遺産に係る近年の動向等も踏まえて、個々の資産に係る世界遺産の登録申請に向けた取組の中で、文化財保護法による指定・選定以外の方法も含めて、検討が行われるものと考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化4】

		<u>,                                      </u>
規制改革事項(事務局記載)		自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保護行政における位置づけの明確化
		「概要」 ・重要性を考慮した文化財の指定、選定、登録及び保護は、文化財保護法に基づき、実施される。
規制の概要(事務局記載)		[根拠法令] ·文化財保護法
所	担当府省	文部科学省(文化庁)
管省	担当局名	文化財部
庁	担当課·室名	伝統文化課文化財保護調整室
規	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)第7条第1項に基づ〈文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)(平成19年2月9日閣議決定)
制	目的	文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る
制度	対象	
 	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)(平成19年2月9日)において、「地域の歴史や特色を表し、・・・存在・継承されてきた文化財については、地域の視点から総合的に把握し、・・・その保存及び活用を図ることが望まれる。」とされ、文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月30日)において、地方公共団体による、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための基本構想(「歴史文化基本構想策」)の策定が提言された。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	景観形成や観光開発に重要な役割を果たす、国から指定を受けない文化資源が全国的に失われている状況がある。 自治体や地域の視点から様々な文化資源(文化財、文化遺産)をまちづくりのための地域資源として顕在化させ、保護・活用を図るため、文化財保護法の改正により、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることについて、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための基本方針である「歴史文化基本構想」については、新たに「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(閣議決定)に位置づけることにより、その策定の推進を図る。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	平成22年度中に策定予定である文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)において「歴史文化基本構想」を位置づけ、周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用について明記する予定。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

#### 【地域活性化6】

rowaltion.		
規制改革事項(事務局記載)		文化財保護法が持つ本来的な意味の実現 (登録制度にかかる理念、運用の仕組みの見直し)
規制の概要(事務局記載)		[概要] ・重要性を考慮した文化財の指定、選定、登録及び保護は、文化財保護法に基づき、実施される。  [根拠法令] ・文化財保護法
所	担当府省	文部科学省(文化庁)
管省	担当局名	文化財部
庁	担当課·室名	伝統文化課企画係
規	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	文化財保護法(登録有形文化財については第57条、登録有形民俗文化財については第90条、登録記念物については第132条)
制 · 制	目的	所有者による自主的な保護を促進し、幅広い文化財保護の実行を図るための糸 口を確保する。
度の概	対象	文化財のうち、国と地方の指定文化財以外のものを対象とし、その文化財として の価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの。
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	登録有形文化財(建造物)は平成8年に、登録有形文化財(美術工芸品)、登録民俗文化財、登録記念物については平成16年に導入された。
	規制改革の方向性(事務 局記載)	現在の法運用では、文化財の指定、選定、登録は文化庁により行われており、文化庁と地域における評価との間に乖離が生じている。より多くの大切な地域資源を適切に保護できるように、地方公共団体への権限委譲等の運用の見直しや重要文化財指定要件の緩和について、検討すべきである。 また、「ヘリテージ・マネージャー制度」による人材育成など、民間による文化財の保存と利活用に関するプラットフォームの形成について、併せて検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	文化財保護法においては、国宝・重要文化財などの国として保護すべき重要なものは、文部科学大臣が指定等を行い、保護のために必要な措置を講じることとしているが、自治体においても、文化財保護法第182条において、「地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のための必要な措置を講ずることができる」としており、地域における評価に基づき独自の保護措置が取り得る制度となっている。さらに、登録文化財の登録に際しては、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴くものと定められており(第57条第2項)、登録文化財制度と地方指定文化財制度の整合を図ることとしている。地方公共団体への権限委譲等の運用の見直しについては、平成11年の地方分権一括法において、史跡名勝天然記念物を中心に地方公共団体への権限の移譲を行っている。なお、地域の文化財の保護の充実については、平成22年度中に策定予定である文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)において「歴史文化基本構想」を位置づけ、周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用について明記する予定である。
	[対応可能性のある場合] 見直し予定及びその内容	登録文化財制度については、引き続きその運用に努め、登録件数の拡大を図るとともに、地域の文化財の保護の充実については、平成22年度中に策定予定である文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)において「歴史文化基本構想」を位置づけ、周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用について明記する予定である。
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	重要文化財については、国による永久的な保護を目的とする制度であり、修理に要する経費の補助等の保護措置を図る一方、現状変更の制限等の「強い規制」をかけるものであるから、重要文化財指定要件の緩和は規制の拡大を招くこととなる。それらを踏まえ、登録文化財制度は、規制を最小限にとどめつつ、所有者の自主的な保護により、近代の文化財を中心とした文化財の保護の充実を図る制度としており、文化庁としては、引き続き登録文化財制度を活用し、幅広い文化財の保護を図ってまいりたい。
		•

### 【地域活性化7】

規制改革事項(事務局記載)		ナショナル・トラスト活動の促進支援
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・ナショナル・トラスト活動は、歴史的建造物(文化財や歴史地区)の保護や自然・ 景勝の保全等に関し、全国各地で活動している団体や個人を支援したり、新し〈ナショナル・トラスト運動を起こしたり、これから始める人達の援助を行うものである。 「根拠法令」
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	自然環境局
庁	担当課·室名	総務課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	ナショナル・トラスト活動とは、広〈国民から寄付金、会費等を募り、又は贈与等を 受け、土地、建築物の買い取り、地上権の設定、所有者との契約などによりその管
· 制 度	目的	支げ、工地、建業物の負い取り、地工権の設定、所有者との契約などによりての自   理権を取得して、自然環境や歴史的環境を保全することを目的とする民間団体に   よる自主的な活動である。   ナショラル・トラスト活動に対して規制は行われていないが、国民からの寄付金、
の 概	対象	フショブル・ドラスト活動に対して規制は打われていないが、国民からの奇り並、  会費等への収入に対する課税、贈与や相続を受けた場合の課税がされる場合が
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	<i>ພ</i> ຈ.
	規制改革の方向性(事務 局記載)	寄贈・遺贈・相続に係る税制度により、元所有者や遺族によるプロパティへの関与が遮断されているため、貴重な自然・文化遺産が利活用されず取り壊し、開発される事例が特に都市部を中心に多発している。 自然・文化遺産の次世代継承の観点から、ナショナル・トラスト活動の促進に資する制度の拡充・支援等について、検討すべきである。
規制改	上記規制改革の方向性へ の考え方	ナショナル・トラスト活動に対する税制上の優遇措置を講じる。
革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	既に、国税について、特定公益増進法人、認定NPO法人及び認定特定公益信託のうち、優れた自然を保全することを目的とする法人においては、以下のような税制優遇措置が設けられている。 ・個人が寄付した場合:個人が支払う所得税の寄付金控除が受けられる。 ・法人が寄付した場合:法人が支払う法人税について、最大で通常の寄付に比べ2倍が損金に算入できる。 ・相続財産を寄付した場合:相続人が相続税の申告までに相続財産を寄付する場合、その財産分の相続税は非課税となる。  また、地方税については、現在、ナショナル・トラスト活動に関し、民間の団体が行う土地の取得又は所有に伴う不動産取得税、固定資産税の非課税措置を検討している。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化8】

規制改革事項(事務局記載)		茅葺き屋根に関する建築基準法の緩和
		【概要】 ・建築基準法では、防火・準防火地域及び特定行政庁が指定する区域において、 屋根は耐火・準耐火構造としなければならない。
規制の概要(事務局記載)		【根拠法令】 ·建築基準法第22条(屋根)
所	担当府省	国土交通省
所管省庁	担当局名	住宅局
庁	担当課·室名	建築指導課建築物防災対策室
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	建築基準法第22条、第63条
制	目的	市街地における火災による延焼の抑制を図るため。
度 の	対象	防火·準防火地域及び特定行政庁が指定する区域の建築物の屋根
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和25年に制定 平成12年に性能規定化
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	日本の伝統構法を活かした建造物によるまちづくりや文化・観光振興の一環として、例えば茅葺き屋根を持つ古民家を復元した宿泊ビジネスを展開しようとした場合、防火地域、準防火地域はもとより建築基準法第22条指定区域の屋根は、耐火・準耐火構造としなければならないため不可能となる。 周辺エリアにおける防火施設の整備等一定の条件の下に、不燃材以外の材料の使用を可とするなど、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	防火・準防火地域又は22条地域は、地方公共団体が市街地における火災の危険を防ぐために指定している地域であり、地方公共団体が指定を解除すれば、屋根を不燃材料とする規制は適用されない。現に、地方公共団体が22条地域の一部について指定を解除し、茅葺き屋根の建築物が建築された事例も存在する。なお、事務局記載の「耐火・準耐火構造」は、「防火上有害な発炎をしないもので、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないもの」が正しい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現行の建築基準法の規定により対応可能
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	現行の建築基準法の規定により対応可能

### 【地域活性化9】

規制改革事項(事務局記載)		河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等
		【概要】 ・河川護岸の整備や人道橋の設置は、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画を策定することになっている。
規制の	)概要(事務局記載)	
		【根拠法令】 ·河川法第16条2(河川整備計画) ·海岸法
所	担当府省	国土交通省
管省庁	担当局名	河川局·港湾局
庁	担当課·室名	(河川局)河川環境課、保全課海岸室 (港湾局)海岸·防災課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	なし
制	目的	なし
度 の	対象	なし
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	なし
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	河川法上、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画等を策定することとされているが、観光地の雰囲気に合わない大規模な河川護岸等が建設される例が見受けられる。 国交省「河川景観の形成と保全の考え方(平成18年10月)」を踏まえ、景観に配慮した河川護岸や人道橋等の整備に係る住民合意等の手続きについて、観光振興の観点から改めて周知を検討すべきである。 また海岸景観に関しても、既存の「海岸景観ガイドライン」について、併せて周知を検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	「美しい河川景観の形成と保全の考え方」では、河川護岸の整備を含む河川景観の形成について、関係者が情報を共有しながら、様々な段階での合意形成を進める等の取組が行われるよう推進している。また、人道橋等の許可工作物については、治水上必要な諸基準を満たした上で、河川の景観や自然的、社会的環境との調和をそこなわないよう方針として定めているところ。 「海岸景観形成ガイドライン」は、良好な海岸景観の形成について行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、地域の価値向上を図るための方策を示している。こうした取り組みが、観光振興にも寄与するもの考えている。
		当該通知をHPや河川管理者や海岸管理者への会議等を通じて、より一層の周知・徹底を図っていく。
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化9】

		<del> </del>
規制改革事項(事務局記載)		河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等
		「概要」 ・河川護岸の整備や人道橋の設置は、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画を策定することになっている。
規制の	)概要(事務局記載)	[根拠法令]
		·河川法第16条2(河川整備計画) ·海岸法
所	担当府省	(海岸)農林水産省、国土交通省
所管省广	担当局名	(海岸)農村振興局、水産庁、河川局、港湾局
庁	担当課·室名	(海岸)防災課、防災漁村課、保全課海岸室、海岸·防災課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	なし
制	目的	なし
度の	対象	なし
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	なし
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	河川法上、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画等を策定することとされているが、観光地の雰囲気に合わない大規模な河川護岸等が建設される例が見受けられる。 国交省「河川景観の形成と保全の考え方(平成18年10月)」を踏まえ、景観に配慮した河川護岸や人道橋等の整備に係る住民合意等の手続きについて、観光振興の観点から改めて周知を検討すべきである。 また海岸景観に関しても、既存の「海岸景観ガイドライン」について、併せて周知を検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	「河川景観の形成と保全の考え方(平成18年10月)」では、河川護岸の整備を含む河川景観の形成について、関係者が情報を共有しながら、様々な段階での合意形成を進める等の取組が行われるよう推進している。また、「海岸景観形成ガイドライン」は、良好な海岸景観の形成について行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、地域の価値向上を図るための方策を示している。こうした取り組みが、観光振興にも寄与するもの考えている。
		当該通知をHPや河川管理者や海岸管理者への会議等を通じて、より一層の周知・徹底を図っていく。
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化10】

規制改革事項(事務局記載)		スキー場閉鎖時の課題への対応
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然公園法で定められた原状回復命令等に従い原状回復するか、又は原状回復が著しく困難である場合は、これに代わるべき必要な措置を行わなければならない。  「根拠法令」 ・自然公園法第15条(原状回復命令等)
	担当府省	環境省
管省	担当局名	自然環境局
庁	担当課·室名	国立公園課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	自然公園法第15条(原状回復命令等)
制・制度	目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的とする。
の 概	対象	国立公園事業の執行の認可を受けた者が国立公園事業を廃止した場合、認可が 失効した場合又は認可の取消しを受けた場合
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	自然公園法施行令(昭和32年9月30日政令第298号)施行時に第19条に規定 平成22年4月1日の改正法施行により自然公園法第15条に規定
	規制改革の方向性(事務 局記載)	債務超過状態にある国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然公園法により工作物の撤去や緑化植栽など原状回復が義務付けられており、多額のコストを要するため閉鎖したくてもできない状況下にある。また、原状回復が著しく困難である場合は、同法にて、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨規定がなされているが、具体的な基準は定められていない。 原状回復が困難な場合における、関係者の意見聴取の手順・スキーム等について、基準やガイドラインの発出を検討すべきである。
規制改革要望等への対	上記規制改革の方向性へ の考え方	おそれもある。従って、スキー場が閉鎖される際には、原状回復等の措置がとられることが必要であるとともに、それらの措置は、施設の設置者が行うことが当然である。 併せて原状回復が困難な場合の代替措置については、それぞれの施設や周囲の状況等にかんがみ個別に検討すべきものであることから、基準やガイドラインを
応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	設定することは困難である。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	上記のとおり、個別具体の状況によってその対応は多種多様であることから、基準やガイドラインの設定は困難である。 なお、原状回復等の措置の命令は不利益処分に当たることから、弁明の機会の付与の手順・スキーム等については、既に行政手続法において定められている。

#### 【地域活性化11】

規制改革事項(事務局記載)		着地型観光に即した各種業規制の見直し - 旅行業法のあり方等の検討 -
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・旅行会社が「旅行業」として扱うことができる宿泊施設は、「旅館業」で規定されたホテル、旅館、簡易宿所(農家民宿含む)に限られている。  「根拠法令」 ・旅行業法第1条(目的)等
所	担当府省	厚生労働省
管 省 庁	担当局名	健康局
庁	担当課·室名	生活衛生課(旅館業法)
	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	旅館業法第2条
規 制 · 制	目的	旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
度	対象	宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
の概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和23年 旅館業法及び旅館業法施行規則制定 昭和32年 旅館業法施行令制定 昭和45年 旅館業法及び旅館業法施行令の改正(玄関帳場その他これに類する設 備を政令に規定) 平成8年 法目的等の改正(利用者の需要の高度化及び多様化への対応) 平成15年 旅館業法施行規則の改正(農林漁業体験民宿業について、簡易宿所営 業の面積基準を適用しない)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	近年の旅行を取り巻く環境変化の中、多様化する宿泊ニーズに関して、現行の「旅行業法」では対応できない状況が生じている。 例えば、旅行会社が「旅行業」として扱うことができる施設を、現行の「旅館業」で規定されたホテル、旅館、簡易宿所(農家民宿含む)に限らず、「宅地建物取引業法」に基づく賃貸借契約や民泊にも対応できるようにするなど、時代の変化に即した規制のあり方について、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業であれば、旅館業法が適用されることとなる。 「人を宿泊させる営業」とは、 施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること。 の2点を条件として有しているものである。 民泊とはどのような業態を指すのか不明確であるが、上記の条件に該当すれば旅館業法の適用を受ける。また、定期賃貸借契約を結ぶケースについても、人を宿泊させる営業である以上は旅館業法の適用を受ける旨、「旅館業法の適用について」(平成19年12月21日健衛発第1221001号厚生労働省健康局生活衛生課長回答)において示している。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	旅行会社が「旅行業」として扱うことができる施設については、旅行業法を所管している国土交通省が検討すべき事項ではあるが、規制改革の方向性で例示された賃貸借契約や民泊のケースについては、通常旅館業法が適用されるものと思われる。

### 【地域活性化11】

規制改革事項(事務局記載)		着地型観光に即した各種業規制の見直し - 旅行業法のあり方等の検討 -	
		「概要」 ・旅行会社が「旅行業」として扱うことができる宿泊施設は、「旅館業」で規定されたホテル、旅館、簡易宿所(農家民宿含む)に限られている。	
規制の概要(事務局記載)		[根拠法令] ·旅行業法第1条(目的)等	
所	担当府省	国土交通省	
管省庁	担当局名	観光庁	
庁	担当課·室名	観光産業課	
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載		
制	目的		
度の	対象		
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯		
規制改	規制改革の方向性(事務 局記載)	近年の旅行を取り巻〈環境変化の中、多様化する宿泊ニーズに関して、現行の「旅行業法」では対応できない状況が生じている。 例えば、旅行会社が「旅行業」として扱うことができる施設を、現行の「旅館業」で規定されたホテル、旅館、簡易宿所(農家民宿含む)に限らず、「宅地建物取引業法」に基づ〈賃貸借契約や民泊にも対応できるようにするなど、時代の変化に即した規制のあり方について、検討すべきである。	
改革要望等	上記規制改革の方向性へ の考え方	旅行業法では、旅行業者が扱うことのできる宿泊施設について、旅館業法に規定 する旅館業に限定していない。	
への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容		
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等		

### 【地域活性化12】

規制改革事項(事務局記載)		着地型観光に即した各種業規制の見直し - 旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等 -
		「概要」 ・旅行者に対して交通機関や宿泊施設の手配には旅行業者の登録が必要であり、 第3種旅行業登録には営業保証金の供託や旅行業務取扱管理者の配置等行う必 要がある。
規制	の概要(事務局記載)	
		【根拠法令】 ·旅行業法第3条、第6条第1項第8号、第7条、第11条2 等
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	観光庁
庁	担当課·室名	観光産業課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	旅行業法第2条、第3条、第6条第1項第7号、第7条第1項、第2項及び第3項 等
制	目的	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保、旅行者の利便の増進
度の	対象	旅行業を営もうとする者等
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和27年 旅行あっ旋業法の制定(昭和46年に現在の旅行業法に名称を変更) 平成7年 旅行業の登録種別を現在の第1種、第2種、第3種に区分 平成19年、平成21年に第3種旅行業に係る旅行の催行範囲の拡大を実施
規制改革要望等	規制改革の方向性(事務 局記載)	旅行者に対する交通機関や宿泊施設の手配には旅行業者の登録が必要であり、営業保証金の供託や旅行業務取扱管理者の選任等の要件が課せられる。 着地型観光の高まりを受け、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	地域のニーズ等を踏まえ、着地型観光に即した旅行業規制のあり方について検討する。
への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	着地型観光へのニーズの高まりやインターネット取引の増加等の旅行を取り巻〈環境の変化を踏まえ、着地型旅行はもとより旅行業全般について、時代の変化に即した規制のあり方について検討する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化13】

規制改革事項(事務局記載)		着地型観光に即した各種業規制の見直し - 道路運送法 自家用有償運送の特例 -
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、道路運送法の許可を有していなければ、有償で観光客の運送を行うことはできない。 他方、過疎地域や公共の福祉を確保するためやむを得ない場合などは、許可の例外として、有償運送を認めている。  「根拠法令」 ・道路運送法第78条(有償運送)
cr	担当府省	国土交通省
所管省	担当局名	自動車交通局
自庁	担当課·室名	旅客課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	道路運送法第78条
制制度	目的	バス、タクシー等の公共交通機関によっては十分な運送サービスが提供されない場合に、地域の足を確保する重要性に鑑み、公共の福祉の確保を図り、輸送の安全及び利用者利便の確保等を図る必要があるため。
の概	対象	自家用有償運送を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成18年10月1日施行
	規制改革の方向性(事務 局記載)	農山漁村における各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、有償でツアー客を自家用自動車で運送することは認められていない。 地域の各種体験ツアーの送迎に関して、一定の条件の下に、道路運送法の自家用有償運送の特例として、有償でツアー客の運送を可能とするなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。
規制改革要望等	上記規制改革の方向性へ の考え方	国土交通省成長戦略の規制改革項目及び新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10閣議決定)の「日本を元気にする規制改革100」において、「エコツアー等事業者による参加者輸送など」について、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業の許可を要しない範囲の明確化を図ることとされている。当該明確化を図ることによって、地域のリソースを使いやすくする方策として自家用自動車を活用した無償送迎輸送が実施しやすくなる。
寺への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、原案の作成を進めているところであり、パブリックコメントを実施の上、当該結果を踏まえて、平成22年度中に通達を発出する予定。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

#### 【地域活性化14】

規制改革事項(事務局記載)		旅館業法の所管のあり方
規制の	概要(事務局記載)	「概要」 ・疾病対策等の理由により、旅館業法は厚生労働省にて所管することになっている。 「根拠法令」 ・旅館業法
所	担当府省	厚生労働省
管省	担当局名	健康局
庁	担当課·室名	生活衛生課
	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	旅館業法
規制・制	目的	旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
度の	対象	宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
機要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和23年 旅館業法及び旅館業法施行規則制定 昭和32年 旅館業法施行令制定 昭和45年 旅館業法及び旅館業法施行令の改正(玄関帳場その他これに類する設備を政令に規定) 平成8年 法目的等の改正(利用者の需要の高度化及び多様化への対応) 平成15年 旅館業法施行規則の改正(農林漁業体験民宿業について、簡易宿所営業の面積基準を適用しない)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	現在、厚生労働省で所管している旅館業法は、生活・公衆衛生に関わる安全性の 担保が主目的となっているため、近年の多様化する旅行者ニーズに対して、観光振 興の観点で所要の見直しを迅速かつ効果的に行うには縦割り行政による弊害から 限界がある。 旅館業法の国土交通省への移管及び法目的の変更、並びに国際観光ホテル整 備法との統合について、検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	旅館業法は、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としており、法の規定に基づき、換気、採光、照明、防湿及び排水等の衛生水準の確保のため、都道府県(衛生部、保健所)等を施策ツールとして、国民の健康確保を図っている。現実に、新型インフルエンザやノロウィルス等の感染症への対応や海外からのトコジラミの流入など、衛生問題は山積しており、保健所等により、約8万3千施設の旅館業者を対象とした衛生水準の確保に係る規制、指導が行われているところである。このような中で法の目的を変更することは、国民の健康確保等の観点から不適当と理解。厚生労働省では、公衆衛生及び国民生活の向上の観点から、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、に旅館業の経営の安定化を図っているところであるが、一方で、観光業の振興については、旅館業法の目的には無いため、国土交通省を中心に振興策を講じられることに異存はない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	現時点においても必要とされる生活・公衆衛生に関わる安全性の担保を、専門的な知見を有していない国土交通省が行うことは困難であると思料される。また、従来から、国土交通省とは緊密に連携しているところであり、旅館業法の移管による実益はないと考えられる。

## 【地域活性化14】

規	規制改革事項(事務局記載)		旅館業法の所管のあり方
			「概要」 ・疾病対策等の理由により、旅館業法は厚生労働省にて所管することになっている。
規	制の	概要(事務局記載)	
			【根拠法令】 ·旅館業法
	回	担当府省	国土交通省
	回 答 省	担当局名	観光庁
	庁	担当課·室名	観光産業課
	規 制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
	· 制	目的	
	度の	対象	
	概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
	規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	現在、厚生労働省で所管している旅館業法は、生活・公衆衛生に関わる安全性の担保が主目的となっているため、近年の多様化する旅行者ニーズに対して、観光振興の観点で所要の見直しを迅速かつ効果的に行うには縦割り行政による弊害から限界がある。 旅館業法の国土交通省への移管及び法目的の変更、並びに国際観光ホテル整備法との統合について、検討すべきである。
		上記規制改革の方向性へ の考え方	生活・公衆衛生に関わる安全性について専門的な知見を有していない観光庁が旅 館業法を所管することは困難であり、所管変更すべきでない。
		【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
		【対応困難とする場合】要 望へ対応した場合に生じ る問題点及び問題点に対 する補完措置の有無等	同上。

## 【地域活性化15】

規制改革事項(事務局記載)		  酒類の卸売業免許の要件緩和
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・酒類の卸売業免許は営業方法によって基準数量が異なり、洋酒卸売業の場合は、申請する販売場の年平均販売見込数量が、大都市36kl、大都市以外24klとなっている。  「根拠法令」 ・酒税法第9条(酒類の販売業免許)
所	担当府省	財務省
管省庁	担当局名	国税庁
庁	担当課·室名	課税部酒税課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	酒税法第10条第10号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編第10条第10号関係8<洋酒卸売業免許についての取扱い>
制	目的	酒税の保全措置
度の	対象	酒類卸売業免許申請者
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和38年1月14日付国税庁長官通達「酒類の販売業免許等の取扱要領」によって、現行の取扱いを定めている。
	規制改革の方向性(事務 局記載)	農産物等を原料とする果実酒を販売する農家(製造は県外醸造所に委託)の場合、「小売業免許」は取得が可能であるが、年間販売基準数量が満たないため、国内の酒販店や百貨店等への販売を可能とする「卸売業免許」の取得は困難となっている。 地域資源(農産物等)を原料とした酒類販売者に対する「卸売業免許」の要件緩和について、検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性への考え方	酒税は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっており、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業についても免許制を採用している。このため、酒類販売業免許については、申請者が一定規模以上の酒類を継続的に販売することが見込まれ、かつ、そのための販売設備や所要資金を有しているなど、充分な経営基盤を有するものであると認められる場合に免許を付与することとしている。 洋酒卸売業免許における年平均販売見込数量の基準については、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかどうかを審査するため設けている。なお、農家の方が、自ら果実酒の製造免許を取得した場合(果実酒の最低製造数量基準6k!)には、卸売業免許や小売業免許を取得することなく、製造場において、果実酒を国内の酒販店や百貨店等へ販売することが可能である。
,,,,,	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	一律に、年平均販売見込数量の要件を廃止又は緩和する場合、卸売業者が酒税の納税者たる製造者との直接の取引関係にあることから、製造者の経営に影響を及ぼすおそれがあり、酒税法の目的である酒税の確実な徴収が図られなくなる。なお、個別に具体的な事業計画等の内容を把握して、酒税の保全上、大きな問題がないと認められる場合には、年平均販売見込数量の要件を満たさないときであっても、税務署長が国税局長に上申の上で免許を付与することが可能となっている。

#### 【地域活性化17】

規制改革事項(事務局記載)		道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合、道路使用・占有許可を取得する必要がある。
		【根拠法令】 ・道路法第32条(道路の占有の許可)、第43条(道路に関する禁止行為) ・道路交通法第76条(禁止行為)、第77条(道路の使用の許可)
所	担当府省	警察庁
管省	担当局名	交通局
庁	担当課·室名	交通規制課
規制・制度	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	道路交通法第77条第1項及び第2項
の概	目的	道路交通の安全と円滑を図ること
要	対象	道路交通法第77条第1項各号のいずれかに定める方法により道路を使用する者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和35年の道路交通法制定時から存在している規定であり、同趣旨の規定は 同年以前から存在している。
	規制改革の方向性(事務 局記載)	歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事やイベント等を開催する場合、道路使用許可等を取得する必要があり、特に物品販売を伴うものについては、許可の取得が進まないことが多い。 各種イベントの開催において、道路使用許可等が取得しやす〈なるよう、一層の弾力的な運用を図るとともに、申請手続についても簡素化を図るべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	地域活性化等を目的とするイベント等を道路上で行おうとする道路使用許可については、平成16年3月18日付けで「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(通達)を発出してイベント等に係る許可手続の円滑化のための措置等を示してこれを推進するとともに、平成17年3月17日付けで「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」(通達)を発出して許可申請手続の一層の簡素合理化を図っているところである。これに加えて、民間事業者等による経済活動を伴う場合については、平成17年3月17日付け「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」(通達)を発出し、当該経済活動の目的、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案して判断すべきことを示すことにより、地域の合意に基づいて、街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことも可能となる措置を講じている。なお、こうした取組みを進めている現段階において更なる検討が必要とされるのであれば、道路で行われるイベント等は、その開催場所、開催時間、開催形態等により交通の妨害となる程度が干差万別であることから、具体的に、どのようなイベント等の開催について、どのような支障が生じており、それが道路使用許可手続の運用に起因するものであるかどうかについて、まず明らかにされる必要がある。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化17】

组制办某事项(事務民記載)		学の体界が可能の恐力的実界なが由まずはの第事ル
規制改革事項(事務局記載)		道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化 
		【概要】 ・歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合、道路使用・占有許可を取得する必要がある。
規制の	概要(事務局記載)	
		[根拠法令] ・道路法第32 条(道路の占有の許可)、第43条(道路に関する禁止行為) ・道路交通法第76条(禁止行為)、第77条(道路の使用の許可)
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	道路局
庁	担当課·室名	路政課道路利用調整室
規	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	道路法第32条
制 制度	目的	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物、物件又は施設を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしている。
の概	対象	道路法の道路
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事やイベント等を開催する場合、道路使用許可等を取得する必要があり、特に物品販売を伴うものについては、許可の取得が進まないことが多い。 各種イベントの開催において、道路使用許可等が取得しやすくなるよう、一層の弾力的な運用を図るとともに、申請手続についても簡素化を図るべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合については、地域の活性化や都市における賑わい創出の観点を考慮し、道路占用許可として「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱い」(平成17年道路局長通達)において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの支援を図っている。また、路上イベントの実施に伴い、道路占用許可及び道路使用許可の両方が必要な場合には、申請者手続きの簡素化を図るため、道路占用許可申請書の提出は所轄警察署長を、道路使用許可申請書の提出は道路管理者を経由して、それぞれ行うことができるよう窓口の一本化を図っている。
応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

### 【地域活性化18】

		T
規制改革事項(事務局記載)		アーケードに添架する装飾等の運用の緩和
規制の	)概要(事務局記載)	【概要】 ・アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は 占用許可を取得する必要がある。
		【根拠法令】 ·建築基準法
所	担当府省	警察庁
管省	担当局名	交通局
庁	担当課·室名	交通規制課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	(「アーケードの取扱について」(昭和30年2月1日付け国消発第72号・建設省発住第5号・発備第2号))
制	目的	
度の	対象	
概 要 	規制·制度の制定時期、 主な改正経緯	
規	規制改革の方向性(事務 局記載)	アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は 占用許可を取得する必要があるが、建築基準法違反の疑いがあるとして、許可の 取得が進まないことが多い。 各種イベントの装飾等をアーケード内に適切に展示できるよう、技術的助言(ガイ ドライン)の発出など検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	「アーケードの取扱について」(昭和30年2月1日付け国消発第72号・建設省発住第5号・発備第2号)については、アーケードの設置等に関する警察の対応も含まれる通達であったため現在の消防庁・国土交通省・警察庁の連名となっているが、道路占用許可は道路法(国土交通省所管)に基づく道路管理者の権限であり、建築基準法は国土交通省が所管している。本件は、建築基準法に関しガイドラインの発出等を検討するものであり、いずれにしても警察庁が対応するものではない。
応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【地域活性化18】

		<u> </u>
規制改革事項(事務局記載)		アーケードに添架する装飾等の運用の緩和
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は 占用許可を取得する必要がある。  「根拠法令」 ・道路法、建築基準法
所	担当府省	国土交通省、総務省消防庁
管省	担当局名	道路局、住宅局
庁	担当課·室名	路政課、市街地建築課、予防課
	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	道路法32条(道路の占用許可)、建築基準法第44条(道路内の建築制限)、建築基準法施行令第145条(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)
規制・制度の	目的	(道路法第32条) 一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物、物件又は施設を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしている。 (建築基準法第44条) 道路又は道路上空を開放空間として確保し、道路の機能の保持を図る。
概 要	対象	道路上空の建築物
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	道路法(昭和27年6月10日法律第180号) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は 占用許可を取得する必要があるが、建築基準法違反の疑いがあるとして、許可の 取得が進まないことが多い。 各種イベントの装飾等をアーケード内に適切に展示できるよう、技術的助言(ガイ ドライン)の発出など検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	アーケードは建築基準法第44条の許可を受けて建築されたものであることから、装飾等によって、安全性の低下がないようにすることが必要。その際、安全性を確認した上で、装飾等の添架を含めて許可を取得することが可能であり、許可の範囲内で装飾等の添架を行うことが可能。
		地域の活性化や都市における賑わい創出のための路上イベントに伴う、道路占用については「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱い」 (平成17年道路局長通達)において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの支援を図っている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。

## 【地域活性化18】

規制改革事項(事務局記載)		アーケードに添架する装飾等の運用の緩和
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は 占用許可を取得する必要がある。  「根拠法令」 ・道路法、建築基準法
所	担当府省	国土交通省、総務省消防庁
管省	担当局名	道路局、住宅局
庁	担当課·室名	路政課、市街地建築課、予防課
	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	道路法32条(道路の占用許可)、建築基準法第44条(道路内の建築制限)、建築基準法施行令第145条(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)
規制・制度の概	目的	(道路法第32条) 一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物、物件又は施設を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしている。 (建築基準法第44条) 道路又は道路上空を開放空間として確保し、道路の機能の保持を図る。
要	対象	道路上空の建築物
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	道路法(昭和27年6月10日法律第180号) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は 占用許可を取得する必要があるが、建築基準法違反の疑いがあるとして、許可の 取得が進まないことが多い。 各種イベントの装飾等をアーケード内に適切に展示できるよう、技術的助言(ガイ ドライン)の発出など検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	アーケードは建築基準法第44条の許可を受けて建築されたものであることから、装飾等によって、安全性の低下がないようにすることが必要。その際、安全性を確認した上で、装飾等の添架を含めて許可を取得することが可能であり、許可の範囲内で装飾等の添架を行うことが可能。  地域の活性化や都市における賑わい創出のための路上イベントに伴う、道路占用については「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱い」(平成17年道路局長通達)において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの支援を図っている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。

## 【地域活性化19】

		·
規制改革事項(事務局記載)		商店街振興組合の設立要件の見直し - 産業分類要件の緩和
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・商店街振興組合を設立するには、小売商業及びサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接している地域であって、その地域内の小売商業またはサービス業に属する事業を営む者等のうち、3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業またはサービス業に属する事業を営む者であることが要件となっている。  「根拠法令」 ・商店街振興組合法第1条、第6条、第9条
	1	
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	中小企業庁
庁	担当課·室名	商業課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	商店街振興組合法第6条(商店街振興組合の地区)
制	目的	認可行政庁における商店街振興組合の管理
度 の	対象	商店街振興組合及び同連合会
要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定時期:昭和37年
	規制改革の方向性(事務 局記載)	都心部においては、当初、商店街設立における小売商業及びサービス業に属する事業者数要件を満たしていたとしても、一部の事業者による不動産業への業種転換により、産業分類要件を満たさなくなることがある。 地域内の産業分類による割合については、店舗の所有と使用に分けて基準を設定することにいついて、検討すべきである。
規制改革要望等	上記規制改革の方向性へ の考え方	商店街振興組合法は、店舗の所有、使用にかかわらず、商店街において実際に小売商業又はサービス業に属する事業を営んでいる中小企業者がどうかを認定基準としており、実際にこれらの事業を営んでいる中小企業者を対象として組織化し、商店街の活性化を図ろうとするものである。
への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	同上(上記規制改革の方向性への考え方)

### 【地域活性化20】

規制改革事項(事務局記載)		商店街振興組合の設立要件の見直し - 事業者数要件の緩和
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・商店街振興組合を設立するには、小売商業及びサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接している地域であって、その地域内の小売商業またはサービス業に属する事業を営む者等のうち、3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業またはサービス業に属する事業を営む者であることが要件となっている。  【根拠法令】 ・商店街振興組合法第1条、第6条、第9条
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	中小企業庁
庁	担当課·室名	商業課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	商店街振興組合法第6条(商店街振興組合の地区)
· 制	目的	認可行政庁における商店街振興組合の管理
度 の	対象	商店街振興組合及び同連合会
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定時期:昭和37年
	規制改革の方向性(事務 局記載)	商店街振興組合を設立するには、小売商業及びサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接している地域が前提となっているが、地方ではシャッター商店街化が進み、30以上軒を並べることが困難となる状況が発生している。 小規模あるいはコミュニティエリア商店街など、一定の条件の下、商店街振興組合が設立できるよう検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	商店街振興組合法は中小企業の組織化施策の一環として位置づけられており、小規模の個店がより多〈集まることにより、個店だけでは実施することができない事業を実施できる等のメリットが得られるようにするものである。30人以上という数字は、法制定当時における商店街としての実態と組合活動の実行可能性を加味して決められたものであり、法律の趣旨からも合理的な基準であると考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・商店街振興組合は共同経済事業によって、組合員の経済的地位の向上を図る他、街路灯やアーケードの設置等、地域全体の環境整備に資する事業を実施できるという特色を有している。アーケード等を整備することによって公共の福祉の増進を図っているが、30人未満の規模では、多額の資金を要する環境整備事業の実施は困難であり、法律の目的を果たすことができなくなってしまう。なお、昨年度の商店街の実態調査では1商店街の店舗数は全国平均で51.7店舗となっている。・また、30人以下で組織化を行おうとする場合には中小企業等協同組合法に基づき、商業関係の事業協同組合を設立することが可能である。

### 【地域活性化21】

規制改革事項(事務局記載)		中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和
規制の概要(事務局記載)		「概要】 ・中心市街他の活性化を図るための基本的な方針 (平成18年9月8日閣議決定、平成21年4月24日最終改正) (参考) ・市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱 (昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号)  [根拠法令]
所	担当府省	内閣府
管省	担当局名	内閣府:地域活性化推進室
庁	担当課·室名	内閣府:地域活性化推進室
規制・	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	·中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) 第8条第1項、第9条第1項、第9条第6項 ·中心市街他の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定) 第2章3. 、第2章6(1)
制度	目的	認定から一定期間が経過した後に、中心市街地の現状や事業の実施状況等について把握・検証することが必要なため。
の概	対象	市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成18年
	規制改革の方向性(事務 局記載)	中心市街地活性化基本計画に関わる都市再開発法による市街地再開発事業の 認定事業については、市町村が計画期間(おおむね5年以内を目安)を含む基本 計画を策定し、当該計画が認定されていれば再開発事業補助の割増が適用され るにもかかわらず、5年以内の事業完了は現実的には困難であることが多い。 都道府県知事の市街地再開発組合の設立が認可された際には、計画期間を延 長することを検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	基本計画に基づく中心市街地活性化の取組は、認定から一定期間が経過した後に、中心市街地の現状や事業の実施状況等について把握・検証することが必要と考えております。このため、計画期間としておおむね5年以内を目安に市町村が設定することとしております。 新たな計画期間を加えて、改めて計画認定を受けることは、現在においても法制度上認められております。 なお、市街地再開発事業の割増制度における適用の可否につきましては所管省庁の判断になります。
		新たな計画期間を加えて、改めて計画認定を受けることは、現在においても法制 度上認められております。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【地域活性化22】

規制改革事項(事務局記載)		大規模集客施設の郊外立地抑制について
		【概要】 ・現在、延べ床面積が1万平方メートルを超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場などの大規模集客施設の郊外部への立地は制限されている。
規制の	概要(事務局記載)	【根拠法令】 ·都市計画法第12条、建築基準法第48条別表2、大規模小売店舗立地法第13条
	4D \\ \text{ctr}\\	
所管	担当府省	国土交通省
管省庁	担当局名	都市·地域整備局
11	担当課・室名	都市計画課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	都市計画法
· 制	目的	広域にわたり都市構造やインフラに大きな影響を与えるような大規模な集客施設 の適正な立地誘導
度 の	対象	大規模集客施設
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成18年 都市計画法等の改正
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	「まちづくり三法」にかかわらず、優良農地の転用等により大規模集客施設が郊外に立地されることで、都市郊外のスプロール化と中心市街地の空洞化が進み、規制強化の声が一部の地域で高まりつつある。 本格的な高齢化社会の到来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼす中・大規模集客施設の郊外立地のあり方について、実態調査を行うべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	平成18年のまちづくり3法は、広域にわたり都市構造やインフラに大きな影響を与えるような大規模な集客施設の適正な立地を誘導するため都市計画法等を改正したもの。これらの制度の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断に基づいて、用途地域の変更、特定用途制限地域、特別用途地区、開発整備促進区等の指定、準都市計画区域制度の活用等により、大規模集客施設の立地等をコントロールすることが可能である。 なお、まちづくり3法改正を踏まえた都市計画制度の活用状況については調査・把握しているところであり、今後とも必要な実態把握に努めて参りたい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	上記の通り現行制度で対応可能。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化23】

規制改革事項(事務局記載)		観光目的の船舶(20t以上)の検査および設備の設置要件の緩和
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・船舶の安全航行の確保のため行われる船舶検査は、遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶であっても、重量が20t以上となる場合は、船舶安全法に基づ〈国の検査基準に基づき、実施される。  「根拠法令」 ・船舶安全法
所	担当府省	国土交通省
管省庁	担当局名	海事局
庁	担当課·室名	安全基準課、検査測度課
	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	船舶安全法第2条~第5条、第7条/2、第9条
規制・制度の概要	目的	・船舶安全法において、船舶及び人命の安全を確保するため、船舶の構造、設備、無線電信等の施設及び満載喫水線に関し必要な事項及び基準が定められている。 ・船舶の構造・設備基準は、船舶が航行する海域の波や風の強さ、避難の容易さ、陸・他船からの救助の期待度等を勘案した航行区域(平水区域、沿海区域、近海区域及び遠洋区域)、総トン数や定員等に応じて定められている。・船舶の検査は、上記事項が基準に適合するかどうかを判断するため、必要な検査項目について実施している。 ( 総トン数とは、「船舶の重さ」ではなく「船舶の大きさ」を表す指標で、容積(立法メートル)を基に算定・決定される。)
	対象	船舶安全法の適用対象となる船舶
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	船舶安全法(昭和8年法律第11号) 船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号) 船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号) 等 平成22年1月 船舶の乗降設備の備付けに係る改正等 平成22年7月 旅客船の安全対策に係る要件の改正等
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	船舶の検査および設備の設置要件は、船舶安全法の船舶重量を基準に区分されているため、遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶は、実際の航行区域や航行時間に比し検査項目が多く設備の設置要件も厳しくなっている。 船舶重量を基準に区分するのではなく、航行区域や利用方法等を基準に区分することについて、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	既に、船舶の安全性を確保するための構造・設備基準は、総トン数だけではなく、 航行区域や定員等利用方法に応じて設定されている。 なお、船舶の検査は、それぞれの船舶の構造・設備等が基準に適合するかどう かを判断するため、必要な検査項目について実施している。
	[対応可能性のある場合] 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

【地域	【地域活性化24】		
規制改	革事項(事務局記載)	旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大	
規制の	概要(事務局記載)	【概要】 ・旅客船事業における新たな航路申請の基準として、年間3回以上は許可、3回未満 は届出となっている。	
		【根拠法令】 ·海上運送法	
省所	担当府省	国土交通省	
庁管	担当局名 担当課·室名	海事局	
	担当谋'至名	内航課·運航労務課	
	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	海上運送法第3条、第20条第2項	
規制	目的	輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図ること	
,	対象	一般旅客定期航路事業者等	
制		昭和24年 海上運送法制定	
度の		平成11年 海上運送法改正(平成12年10月施行)	
概要	 規制・制度の制定時期、主  な改正経緯	(主要な改正点) ・一般旅客定期航路事業について、需給調整規制を廃止し、免許制から許可制に移 行。	
	'SLAIL MING	・人の運送をする不定期航路事業について、安全の確保及び利用者保護について は旅客の多寡に関わらず必要であるため安全及び利用者保護規制を追加し、事業 開始の届出を事後届出制から事前(事業開始の30日前)届出制に移行。	
	規制改革の方向性(事務 局記載)	旅客船により人の運送を行う者のうち、一定の航路に新たに就航させて人の運送を行う場合、年間3回未満(3日間以内)に限り「届出」にて対応可能であるが、回数(期間)を超える場合は「許可」を得る必要がある。 観光振興等のため、回数を限った新たな航路を設定するケースの増加が見込まれることから、航路申請における届出範囲の拡大など弾力的運用を行うことについて、検討すべきである。	
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性への考え方	現行、旅客船(旅客定員13人以上)による人の運送をする事業については、一般旅客定期航路事業等の、一定の航路に就航し運送を行う事業と、 それ以外の「人の運送をする不定期航路事業」に区分され、一般旅客定期航路事業(以下「定期航路事業」)については、高い公共性から、その事業の適性等を確認するため許可制とし、人の運送をする不定期航路事業は届出制としている。この点で、一定の航路に該当するか否かについて、航路就航としての反復性・定型性が認められるかという観点から、年間3日以内の運航(運航回数制限なし)であれば、一定の航路に該当しない(即ち、定期航路事業等には該当しない)ものとして扱うという一部柔軟な取扱いをしているところである。定期航路事業については、定時運航を行い主として生活交通を担うことから公共性が高く、利用者利便を確保する必要から事業者に運航の確保等を義務づける一方で、適正な事業環境下での安定的・継続的な航路運営をはかる必要があり、平成12年の海上運送法の改正法審議の際にクリームスキミングの防止について附帯決	
	見直し予定及びその内容		
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	現行制度でも、一般旅客定期航路事業者が行う臨時便運航、旅客不定期航路事業の貸切運送(旅行代理店の主催旅行)、人の運送をする不定期航路事業としての年間3日以内の乗合運送は行える。	

### 【地域活性化25】

規制改革事項(事務局記載)		中小企業の資金調達の多様化に資する方策の検討 - 私募債制度の整備・拡充 -
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・少人数の縁故者に対して直接募集する私募債は、社債の引受けを勧誘する相手の人数が50人未満に限定されている。  【根拠法令】 ・金融商品取引法第2条
所	担当府省	金融庁
管省	担当局名	総務企画局
庁	担当課·室名	企業開示課
	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	金融商品取引法第2条第3項第2号八、金融商品取引法施行令第1条の7、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第13条
規 制 ·	目的	いわゆる少人数私募(少人数向け取得勧誘)の場合には、勧誘対象者が少数であるため、発行者から投資判断に必要な情報を直接入手することが容易であると考えられることから、金融商品取引法上の発行開示を要しないことしている。
制度の概要	対象	50名以上の多数の者に対する取得勧誘、適格機関投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け取得勧誘以外の場合であって、勧誘の対象となる有価証券が取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ない場合には、いわゆる少人数私募が可能となる。
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成4年:有価証券の募集・売出しについて人数基準が明確にされ、また、いわゆる適格機関投資家向け取得勧誘の場合には有価証券の募集に該当しないこととされた。 平成20年:プロ向け市場の創設に伴い、いわゆる特定投資家向け取得勧誘の場合には有価証券の募集には該当しないこととされた。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、社債発行という形で広く地域住民から直接調達をしようとすると、現行の金融商品取引法においては公募扱いとなり(50人以上の場合)様々な制約が生じる。 そこで、地域コミュニティの発展に資する中小企業の資金調達のうち投資家を地域住民に限定するなど、一定の条件を満たすものについては私募債となるよう、制度の見直しについて検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	その相手方が地域住民であっても、50名以上の多数の者に勧誘が行われる場合、投資者である地域住民は投資判断に必要な情報を得ないまま投資することとなり、投資者保護上問題であると考えられる。 なお、現行制度においても、適格機関投資家に該当する地域住民のみを対象とする場合には、50名以上の者に対する社債の取得勧誘であっても、当該社債に転売制限(適格機関投資家以外の者への譲渡禁止)を付すこと等により、いわゆる私募債の発行は可能であると考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	なし
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	社債の勧誘の相手方が地域住民であっても、50名以上の多数の者に勧誘が行われる場合、投資者である地域住民は投資判断に必要な情報を得ないまま投資することとなり、投資者保護上問題であると考えられる。

## 【地域活性化26】

規制改革事項(事務局記載)		中小企業の事業承継に係る方策の検討
規制の概要(事務局記載)		[概要] - [根拠法令] -
所	担当府省	経済産業省
所管省庁	担当局名	中小企業庁
庁	担当課·室名	財務課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	-
制	目的	-
度の	対象	-
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	-
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	中小企業が廃業するケースにおいて、現在、その四分の一が後継者不足による ものとされ、親族外への事業承継を行う際の継続的な資金調達等、様々な課題が ある。 中小企業の雇用や技術の喪失を防止する観点から、事業承継を円滑に進めるこ とは重要であり、金融支援策の拡充等、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づ〈支援(民法特例、金融支援、税制措置)及び事業承継制度の普及啓発等による中小企業の事業承継の総合的な支援を、引き続き実施する。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

#### 【地域活性化27】

規制改革事項(事務局記載)		大気汚染及び水質汚濁の原因となりうる特定工場の立地段階に必要となる手続き の迅速化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・大気汚染の原因となりうる施設を更新する場合には、都道府県知事に対し更新の届け出を行い、法令上、届け出から60日を経過後でなければ着工することができない。 また、水質汚濁の原因となりうる施設においても同様の届け出を行った後、60日後でなければ着工することができない。  【根拠法令】 ・大気汚染防止法第10条(実施の制限)
		・水質汚濁防止法第9条(実施の制限)
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	水·大気環境局
庁	担当課·室名	大気環境課、水環境課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	·大気汚染防止法第10条第1項、第17条の9、第18条の9 ·水質汚濁防止法第9条
制・	目的	大気汚染又は水質汚濁の未然防止のため
制度の概	対象	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設 水質汚濁防止法に基づく特定施設
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 大気汚染防止法改正(ばい煙発生施設)、水質汚濁防止法制定 平成元年 大気汚染防止法改正(特定粉じん発生施設) 平成16年 大気汚染防止法改正(揮発性有機化合物排出施設)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	現在、地域の社会生活に影響を及ぼす原因となりうる施設を更新する場合、都道府県知事等に対し更新の届け出を行った後、法令上60日経過後でないと着工することができない。 グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を半減し、かつ地方公共団体等に対し可能な限り迅速な対応の義務付けを行うなど検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	大気汚染防止法第10条第2項及び水質汚濁防止法第9条第2項において、「都道府県知事は、(中略)届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、(中略)期間を短縮することができる」こととされており、必ずしも届出受理後60日経過した後でなければ設置工事等に着工できないとしているものではない。また、都道府県に対し適切な内容の設置等の届出を行った者について実施制限期間の短縮措置を講じるよう通知しており、そのような運用がなされていることから、規制改革について検討する必要はないと考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要 望へ対応した場合に生じ る問題点及び問題点に対 する補完措置の有無等	ばい煙発生施設等又は特定施設の設置等の届出があった場合、都道府県知事はその内容が排出基準又は排水基準に適合しない等の要件に該当すると認めるときは、届出受理の日から60日以内に計画変更命令等を出すことにより大気汚染又は水質汚濁の未然防止を図っており、当該届出内容の審査には60日程度の期間を要する事案も存在することから60日の実施制限期間は半減することは不可能。仮に、60日の実施制限期間のみを半減した場合、届出した事業者が届出内容の審査終了前に設置工事等に着手し、その後に計画変更命令等を受けることとなることが想定され、事業者負担が重くなるため適当ではない。このため、現行法に基づき、都道府県知事が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を行うことが適当である。

#### 【地域活性化28】

規制改革事項(事務局記載)		工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定のあり方
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・既存工場を建て替えする場合、敷地内に緑地面積規制を充足するために必要な緑地等を確保しなければならない。  「根拠法令」 ・工場立地法施行規則第3条1(緑地) ・工場立地に関する準則第2条(緑地の面積の敷地面積に対する割合)等
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	地域経済産業グループ
庁	担当課·室名	立地環境整備課
規制・制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	・工場立地法第4条の2第1項、同条第2項 ・工場立地法施行規則第3条 ・工場立地に関する準則第2条、備考 (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号) ・緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準 (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号) ・緑地面積率等に関する 同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準 (平成19年6月25日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)
度の概要	目的	工場立地法における緑地の確保の規制は、公害防止に加え工場と周辺地域との 調和を実現することを通じ、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われること を目的としている。
女	対象	特定工場(大規模な工場)を立地する全ての企業
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	工場立地法:昭和49年3月31日施行(昭和48年10月1日公布) 施行規則:昭和49年3月29日公布 準則:平成10年1月12日施行 (壁面緑地、屋上緑地等の重複緑地については平成16年3月31日改正)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	既存工場の建て替え計画時、緑地面積率が法令等で定める基準値に満たないために設備計画の見直しや海外移転に切り替えるケースが少なくない。 急速な円高による国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、以下の諸課題に係る緑地面積率規定のあり方について、検討すべきである。 飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大緑化のための植栽規定の見直し地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策
	上記規制改革の方向性へ の考え方	・そもそも本法による規制措置は、緑地整備を義務付けること等により、工場と周辺地域との調和を実現し、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われることを目的として行われているもの。 ・こうした本法の規制に対し、建て替え等の設備投資の障害となるとの視点等から、規制改革を求める企業の声があることは承知しており、当省としては、こうした声に応えるため、今後産業構造審議会において、緑地面積規制のあり方について検討を開始する予定。 ・今般御指摘いただいた論点も含め、上述の産業構造審議会において検討を行い、本法の趣旨・目的を実現する観点とのバランスも考慮しつつ、企業の負担軽減につながり得る規制改革を実現するべく検討を行いたい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・今後、産業構造審議会において規制改革の検討を開始予定。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【地域活性化29】

規制改革事項(事務局記載)		地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し
		【概要】 ・消防法上の移送取扱所に該当する配管については、事業所の種類・内外を問わず、配管の周囲に一定距離の空地を設けなければならない。
規制の	概要(事務局記載)	【根拠法令】 ・消防法第11条 ・危険物に関する規則(昭和34年総理府第55号) ・石油コンビナート等災害防止法
所	担当府省	総務省消防庁
管省	担当局名	
庁	担当課·室名	危険物保安室
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	消防法 第10条4項 危険物の規制に関する政令 第18条の2第1項 危険物の規制に関する規則 第28条の16 第3号
制	目的	危険物による火災の発生等を防止し、国民の生命・身体・財産を保護することを目的とする。
制度の	対象	移送取扱所(その配管が当該移送取扱所を保有する事業所等の敷地のみならず、 当該敷地外を通過するもの)
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和23年(消防法の制定) 昭和34年(危険物の規制に関する政令の制定) 昭和49年(移送取扱所の区分、移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基 準の制定)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。 防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第28条の16 第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	危険物の規制に関する規則第28条の16第3号の「ただし書き」における保安上必要な措置とは、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効なへい等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置する等により消火活動が円滑に行えるとともに十分な延焼防止措置が講じられている場合が該当するものであり、可能な限り速やかにこの旨を通知等により明確化する予定である。なお、石油コンビナート等災害防止法第2条第10号における特定防災施設等(流出油防止堤、消火用屋外給水設備及び非常通報設備)の設置をもって空地をなくした場合、消火活動に重大な障害をもたらすとともに、周辺施設への延焼危険性が高まってしまう危険性があり、適切ではない。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化30】

規制改革事項(事務局記載)		産業振興に係る事業者への出資金支援について
		【概要】 ・補助金等に係る予算の執行、交付の決定、不正使用の防止等は、補助金適正化法に基づき、実施される。
規制の	0概要(事務局記載)	
		[根拠法令]
所	担当府省	財務省 経済産業省
管省	担当局名	大臣官房
庁	担当課·室名	会計課
規制・	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
制度	目的	
の 概	対象	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	産業振興のために国や自治体は多くの補助金を投入しているが、交付時点に比し補助事業の完了時は、補助金の適正な執行に関して産業振興という観点で意思決定に掛かる組織から個人レベルにブレークダウンされた説明責任に基づく確認や定量的評価が、必ずしも十分に実施されていない。 現下の厳しい財政状況を鑑み、日本における公的資金を活用した産業振興に関して、少しでも多くの資金をより組織・個人レベルの説明責任を明確にした上で補助金的なものから出資金的なものへ移行することの意義・課題について、例えば、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による新エネルギー等事業者支援対策事業を事例として、早急に検討を開始すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	国が行う補助事業については、補助金適正化法に基づいて、事業の目的どおり実施されているか、補助金額の確定の際に確認するとともに、補助事業終了後も一定期間、補助目的から逸脱せぬよう財産処分制限等により管理されている。一方、政策目的を遂行するために必要である場合には、個別法令に基づいて、中小企業の活力を支援するための出資業務などを行っているところである。なお、例示の「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」は、現在、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が実施している「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」事業であると考えられるが、当該事業は、来年度以降新規採択を実施せず、事実上廃止となる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【地域活性化31】

規制改革事項(事務局記載)		PPP/PFI制度の積極的な活用
		【概要】 ・公共施設の建設、運営等を民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とするPFIは、PFI法に基づき、実施される。
規制の	概要(事務局記載)	  【根拠法令】  ・P F ī法
		,
所	担当府省	内閣府
所管省庁	担当局名	政策統括官(経済社会システム担当)
庁	担当課·室名	民間資金等活用事業推進室
規 制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
· 制	目的	
度の	対象	
概要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	現在、PFIを活用する範囲は小規模・ハコモノが主流となっているばかりか、PFIに係る法制度は、仕組みや手続き、リスク分担等が不明確であることから、民間事業者が取り組み難い状況にある。 民間事業者の参入・投資の促進やインフラ整備事業の活用に資する以下の諸課題について、更に検討を進めるべきである。 民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し SPC株式譲渡自由の許容 公物管理権の民間開放 民間による官の人材の活用制度の創設 PFI事業者として投資法人等導管体の選定
	上記規制改革の方向性へ の考え方	:多段階選抜·競争的対話方式が現行入札制度に適応するかについて対応検討 :SPCの株式の譲渡について対応検討:公物管理権の民間への部分開放について対応検討:公務員の民間への出向の円滑化について対応検討:担当外
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	:多段階選抜・競争的対話方式が現行入札制度に適応するかについて検討中:SPCの株式の譲渡について検討中:公物管理権の民間への部分開放について検討中:公務員の民間への出向の円滑化について検討中
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	:投資法人等導管体がPFI事業を実施してよいかは、「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」(金融庁所管)において規定されるものであり、当室は担当外

## 【地域活性化32】

規制改革事項(事務局記載)		訪日査証の要件緩和·見直し
規制の概要(事務局記載)		「概要」 ・査証は、外務省設置法及び入国管理法に基づいた内部規定として、事務処理規 則を定め、実施される。
		[根拠法令] ·外務省設置法
		· 入国管理法
所	担当府省	外務省
管省庁	担当局名	領事局
庁	担当課·室名	外国人課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	外務省設置法第4条【所掌事務】13項 出入国管理及び難民認定法第6条【上陸の申請】
制	目的	入国管理
度 の	対象	日本に入国しようとする全ての外国人(特別の取極めがある場合を除く)
概要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	大正7年(1918年)に査証制度を開始(大正7年内務省令1号)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	国際観光客誘致のため、訪日査証の要件を緩和・見直しすべきである。例えば、 査証免除国でない中国人が日本に入国する場合、その都度、査証の取得が必要 となる。さらに団体観光査証については、日本滞在中に常時2名以上の添乗員の 同行が義務付けられている。 数次査証の発給(年収25万元以上の観光客)や団体観光査証の要件緩和につ いて、検討すべきである。 注記:その他(人材) No.11「査証の発給基準の明確化」参照
	上記規制改革の方向性へ の考え方	本年7月より、中国人個人観光客への査証発給要件を緩和するなど、状況をふまえ随時見直しを行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90日以内の滞在について数次査証を発給している。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定していく。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	N/A

#### 【地域活性化34】

[地域活性化34]		
規制改革事項(事務局記載)		国際線の入国時の税関検査の簡素化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・運用規則については、以下の法令に基づき定められている。 【根拠法令】 ・関税法第105条(税関職員の権限)
 所管 省 庁	担当府省	財務省
	担当局名	関税局
	担当課·室名	監視課
/3	根拠法令等	血1元
規制・制度の概要	(条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	関税法第105条第1項第1号
	目的	関税に関する法令の規定による輸出入貨物、航空機、旅客等の取締り
	対象	輸出入貨物及び航空機旅客
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規	規制改革の方向性(事務 局記載)	我が国の国際線の入国時税関検査において、免税範囲の超過、または分からない者は「赤」の検査台へ、他方、免税範囲を超えていない者は「緑」の検査台へそれぞれ進み、旅券提示の後、通過することになっている。 後者に対して、入国審査に続き再度旅券を提示し確認するやり方は、諸外国との比較において違和感があるばかりでなく、繁忙期ではスムーズに通過することが困難な状況もあり、費用対効果の観点からも見直しを行うべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	国民の安全・安心を確保する上で、税関において、必要に応じて旅券の提示を求めることは、入国旅客に対する適正かつ迅速な通関を行うために必要である。
制改革	[対応可能性のある場合] 見直し予定及びその内容	
早要望等への対応	【対応困難とする場合】要 望へ対応した場合に生じ る問題点及び問題点に対 する補完措置の有無等	国民の安全・安心を確保する上で、覚せい剤等の不正薬物の国内流入を阻止することは極めて重要である。我が国税関は関係機関と連携して不正薬物の国内流入阻止に努めてきたこともあり、我が国は諸外国と比べて薬物犯罪の発生率は極めて低くなっている。税関においては、入国時の携帯品検査の際に必要に応じて旅客から旅券の提示を求め、旅券上の氏名等から密輸リスクが高い人物であるか否かの確認を行ったり、渡航実績等を精査することにより検査等の要否の判断を行っている。近年、航空機旅客による覚せい剤の密輸入事犯の割合が税関の覚せい剤摘発件数の大半を占めている中、効果的かつ効率的な密輸取締りを実施するため、旅券の提示を求め渡航実績等を確認することは重要である。こうした厳正な密輸取締りの結果、税関による覚せい剤押収量の国内全押収量に占める割合は9割となっている。また、旅券を確認することにより、密輸するリスクが高い人物に対し重点的な検査を実施する一方、問題のない旅客に対しては迅速な通関を行っており、航空機旅客に対する適正かつ迅速な通関に努めているものである。

規制改革事項(事務局記載)		民間事業者によるカジノ運営の解禁
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・賭博行為に該当するカジノは、刑法で禁止されている。  【根拠法令】 ・刑法
	担当府省	警察庁
所管省庁	担当局名	生活安全局
	担当課·室名	保安課
———— 規 制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
制	目的	
度の概	対象	
要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	カジノは顧客の射幸心や好奇心を著しくそそる危険性があることなどから、刑法で賭博行為に該当し禁止されている。 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、関係府省の連携の下、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。 カジノの合法化には、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化、地域住民の反対等が懸念され、これらの諸問題が十分に考慮される必要がある。 ※当庁は、カジノの合法化を推進する立場にないが、カジノを実施するための法律案が具体的に検討される場合には、治安上の観点から意見を申し述べる必要があることから、カジノの合法化についての関係省庁として回答するものである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		民間事業者によるカジノ運営の解禁
		【概要】 ・賭博行為に該当するカジノは、刑法で禁止されている。
規制の概要(事務局記載)		【根拠法令】 -刑法
回	担当府省	国土交通省
回 答 省 庁	担当局名	観光庁
	担当課·室名	観光地域振興部 観光資源課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
制	目的	
度の	対象	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
	規制改革の方向性(事務 局記載)	カジノは顧客の射幸心や好奇心を著しくそそる危険性があることなどから、刑法で賭博行為に該当し禁止されている。 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、関係府省の連携の下、検討すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	刑法は法務省の所管法律であり、賭博罪の適用除外に係る法的妥当性について当省で回答することはできない。カジノについては、①様々な負の側面に対する対応策、②国内の公営ギャンブルや他の娯楽産業との調整、③カジノの収益の使途、④特区としての取扱の可否等、検討すべき様々な問題点があることから、内閣府が中心となって関係省庁とともに、慎重に検討を行う必要がある。なお、国際観光産業振興議員連盟(超党派)による「特定複合観光施設区域整備法案」においては、内閣府の外局としてカジノ管理機構を設け、規制制定、認証・許可、監視等の業務を担わせるとともに、内閣府が総合調整にあたることとされている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	カジノについては、上記の通り、内閣府が中心となって関係省庁とともに、慎重に 検討を行う必要がある。

規制改革事項(事務局記載)		民間事業者によるカジノ運営の解禁
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・賭博行為に該当するカジノは、刑法で禁止されている。
		【根拠法令】 -刑法
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	自治財政局
	担当課·室名	地方債課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
· 制	目的	
度の	対象	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	カジノは顧客の射幸心や好奇心を著しくそそる危険性があることなどから、刑法で賭博行為に該当し禁止されている。 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、関係府省の連携の下、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	カジノの実施と密接に関連する周辺の治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等は地方公共団体が担うこと等から、カジノの実施と地方財政との関係について整理する必要がある。いずれにしても、カジノの実施については法制化が必要であり、関係省庁、地方公共団体、社会全体において様々な検討がなされなければならないものと承知。 なお、現在、賭博罪の特例として行われている各種の公営競技については、公営競技施行団体の財政に寄与するほか、地方財政全体に収益金を均てん化する仕組みが構築されている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

真(事務局記載) 事務局記載)  存省  司名  課・室名 法会事で記載) 示・通達等に記載が 場合、併せて記載	民間事業者によるカジノ運営の解禁  「概要】 ・賭博行為に該当するカジノは、刑法で禁止されている。  「根拠法令】 ・刑法  法務省  刑事局  公安課  刑法第185条,刑法第186条第1項,第2項  賭博行為については、健康で文化的な社会の基盤ともいえる公衆の勤労意欲を減退させるとともに、この種事案によって金銭的損失を被った者が財産的犯罪に走りかねない危険性を内包しているため、この種行為を犯罪として規制している。
府省	・賭博行為に該当するカジノは、刑法で禁止されている。  【根拠法令】 ・刑法  法務省  刑事局  公安課  刑法第185条,刑法第186条第1項,第2項  賭博行為については、健康で文化的な社会の基盤ともいえる公衆の勤労意欲を減退させるとともに、この種事案によって金銭的損失を被った者が財産的犯罪に走りかねない危険性を内包してい
局名 課・室名 法令等 (名まで記載) 示・通達等に根拠が	・刑法  法務省  刑事局  公安課  刑法第185条, 刑法第186条第1項, 第2項  賭博行為については、健康で文化的な社会の基盤ともいえる公衆の勤労意欲を減退させるとともに、この種事案によって金銭的損失を被った者が財産的犯罪に走りかねない危険性を内包してい
局名 課・室名 法令等 (名まで記載) 示・通達等に根拠が	刑事局 公安課  刑法第185条,刑法第186条第1項,第2項  賭博行為については、健康で文化的な社会の基盤ともいえる公衆の勤労意欲を減退させるととも に、この種事案によって金銭的損失を被った者が財産的犯罪に走りかねない危険性を内包してい
課・室名 法令等 [名まで記載) 示・通達等に根拠が	公安課  刑法第185条, 刑法第186条第1項, 第2項  賭博行為については、健康で文化的な社会の基盤ともいえる公衆の勤労意欲を減退させるとともに、この種事案によって金銭的損失を被った者が財産的犯罪に走りかねない危険性を内包してい
法令等 [名まで記載) 示・通達等に根拠が	刑法第185条, 刑法第186条第1項, 第2項 賭博行為については、健康で文化的な社会の基盤ともいえる公衆の勤労意欲を減退させるととも に、この種事案によって金銭的損失を被った者が財産的犯罪に走りかねない危険性を内包してい
名まで記載) 示・通達等に根拠が	賭博行為については、健康で文化的な社会の基盤ともいえる公衆の勤労意欲を減退させるととも に、この種事案によって金銭的損失を被った者が財産的犯罪に走りかねない危険性を内包してい
	に、この種事案によって金銭的損失を被った者が財産的犯罪に走りかねない危険性を内包してい
	日本国内、又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において罪を犯したすべての者
・制度の制定時期、 改正経緯	明治40年4月24日制定 第185条につき平成3年4月17日改正(罰金額の引き上げ)
改革の方向性(事務 載)	カジノは顧客の射幸心や好奇心を著しくそそる危険性があることなどから、刑法で賭博行為に該当し禁止されている。 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、 民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、関係府省 の連携の下、検討すべきである。
規制改革の方向性へ え方	刑法第185条及び第186条は、日本国内において罪を犯したすべての者について適用される (刑法第1条)ものであり、刑法を改正して特定の主体のみを適用除外とすることはできない。そして、カジノを法制化する法律案については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、同法律案が具体化した場合には、同法律案のカジノに係る行為が刑法第35条によって違法性が阻却されるか否かという観点から、同法律案について検討することとなる。
「可能性のある場合】 し予定及びその内容	<u> </u>

#### 【地域活性化36】

規制改革事項(事務局記載)		観光振興に寄与する人材育成のための制度づくり
		「概要」 ・観光振興に寄与する人材育成は、観光立国推進基本法に基づき、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及促進等の観点から実施される。
規制の概要(事務局記載)		[根拠法令] ·観光立国推進基本法第16条
所	担当府省	国土交通省
管省庁	担当局名	観光庁
	担当課·室名	観光地域振興部 観光資源課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	観光立国推進基本法 第16条
制	目的	観光の振興に寄与する人材の育成
度 の	対象	観光の振興に寄与する人材
概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和38年 観光基本法の制定 平成18年 観光基本法の全部を改正
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	外国人観光客の増加による観光の国際化、LCCの参入、地域資源の再発見・創出とそれらによる着地型観光商品造成へのニーズの増加など、我国の観光と観光産業を取り巻く環境は大きく変化している。 観光立国推進基本法第16条に基づき、観光振興に寄与する人材育成の具体的方策について、検討すべきである。
	上記規制改革の方向性 への考え方	観光振興に寄与する人材育成の具体的方策として、観光産業に係る観光経営マネジメント教育の充実強化に向けたモデルカリキュラムの策定、観光地域づくりを担う中核人材の育成、通訳ガイドの専門性研修の実施、MICE誘致に向けた研修実施等の人材育成、という観光立国を担う各種人材育成に取り組んでいるところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	引き続き、観光人材の育成施策を推進していく。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	